

日本における生命保険契約の  
解約返戻金について  
～アクチュアリーからの視点から～

平成21年5月22日

上田泰史

(日本アクチュアリー会正会員)

# 目次

## 1. はじめに

(1) 解約返戻金の設定について

## 2. 伝統的商品(養老・終身等)の解約返戻金

(1) 解約返戻金算定の基本的な考え方

(2) 保険料

(3) 保険料積立金

(4) 解約返戻金

## 3. 最近の個人保険商品の解約返戻金

(1) 低(無)解約返戻金型商品

(2) 市場金利連動型商品

(3) 商品の多様化に対する保険数理面での考え方

# 1. はじめに

## (1) 解約返戻金の設定について

## (1) 解約返戻金の設定について

---

### ■解約返戻金の一般的な説明

契約者が保険期間の途中で保険契約を解約した時に、保険会社から契約者に支払うことを約束している金額

(生命保険協会「生命保険計理」を参照)

### ■解約返戻金の設定に際しては、アクチュアリーが大きく関与

### ■アクチュアリーとして留意すべき主な点

#### ・財務の健全性

会社(保険群団)として必要なソルベンシーが確保できる仕組み・水準とすること

#### ・契約者間の公平性

契約者保護の観点から、解約者に対して適切に還元できる仕組み・水準であること

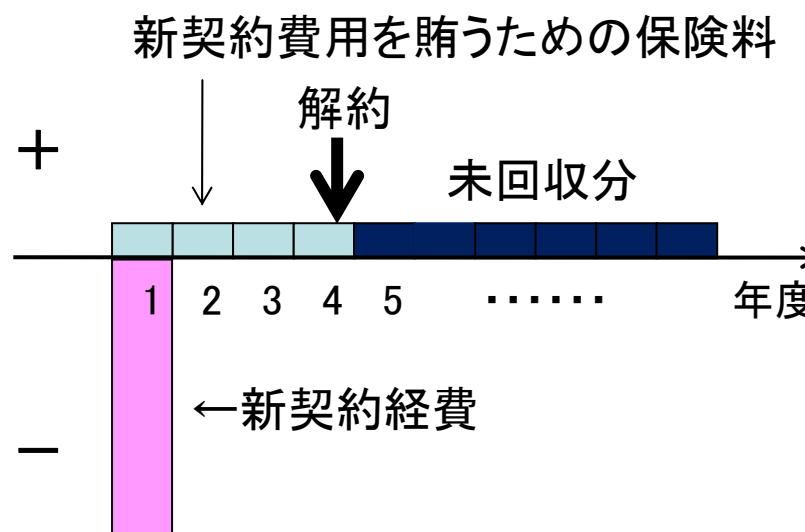
■実務的には、法令・監督指針等に則り、商品特性、商品の仕組み、生命保険契約の長期性等も勘案

## (1) 解約返戻金の設定について

### ■ 具体的には、例えば、以下の点に留意している

#### ・ 新契約費の回収：

- ・ 太宗の商品に共通する事項
- ・ 生命保険契約は、契約当初にかかる新契約費を、その後の収入保険料で回収していくため、回収を終える前の解約については、未回収残高を踏まえた解約返戻金の設定が必要



#### ・ 投資上の不利益の回避：

解約返戻金支払いのための資産換金化に伴う損失や、事前に流動性を高めておくことによる資産運用利回りの低下を防ぐ

#### ・ 逆選択の防止：

健康者の解約による死亡リスクの濃縮(死亡保険の場合)等、契約者の選択的な解約による残存群団の収支悪化を防止

## 2. 伝統的商品(養老・終身)の 解約返戻金

- (1) 解約返戻金算定の基本的な考え方
- (2) 保険料
- (3) 保険料積立金
- (4) 解約返戻金

## (1) 解約返戻金算定の基本的な考え方(伝統的商品)

### ■解約返戻金算定の基本的な考え方(伝統的商品)

払い込まれる保険料から、年々の保険金の支払いおよび契約の締結・維持に必要な諸経費を差し引いた残額として、個々の契約について予め定められた金額

(生命保険協会「生命保険計理」を参照)

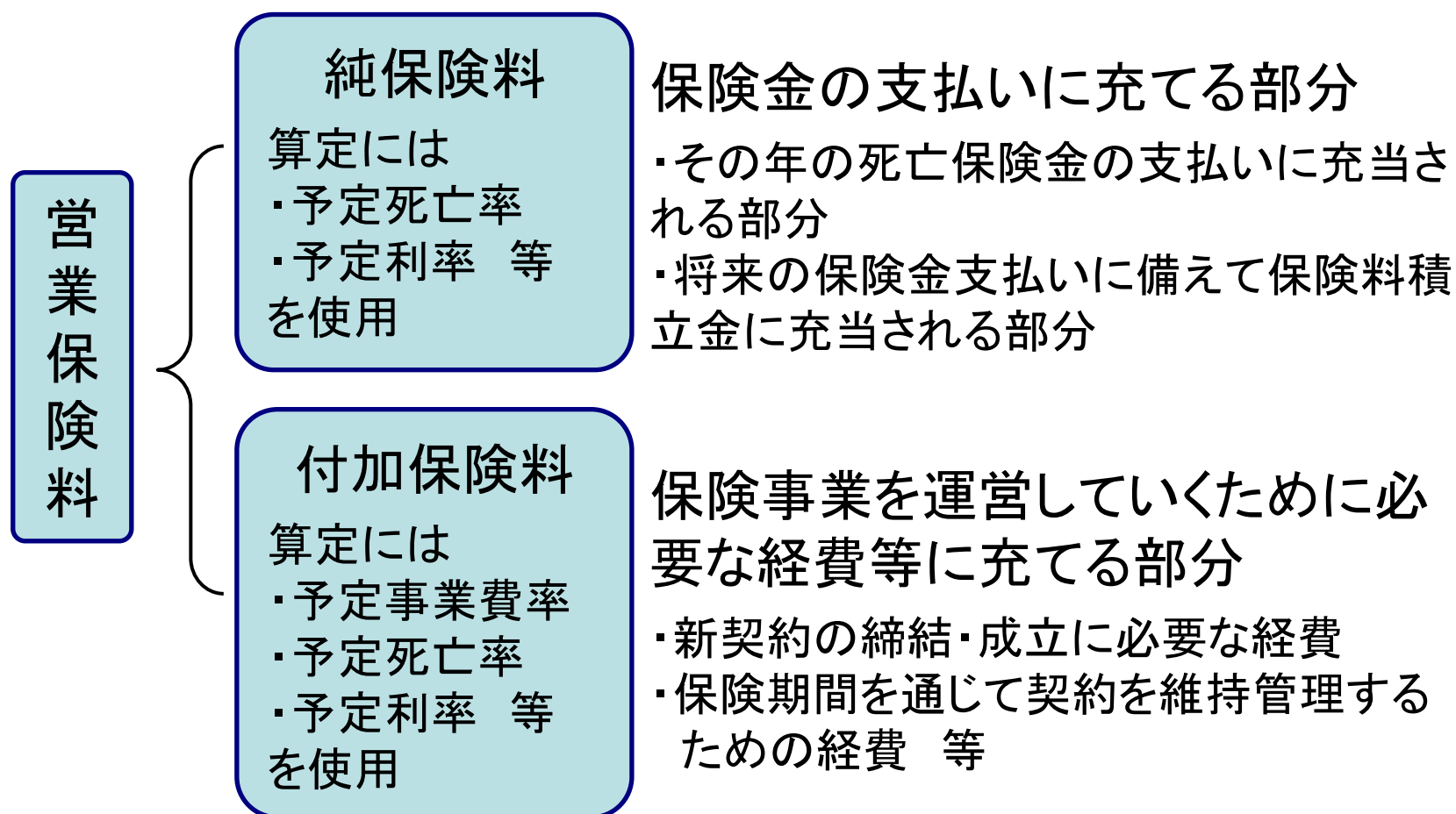
■保険数理的には、解約時の「営業保険料ベース」の保険料積立金を基準とすること(詳細は後述)

- ・ここで言う、「営業保険料ベース」の保険料積立金とは、保険料計算基礎(予定死亡率、予定利率、予定事業費率)を用いて計算した、契約時に予定されたベースでの収支残高

## (2) 保険料 ≪ 保険料の構成 ≫

---

### ■ 営業保険料は純保険料と付加保険料からなる





## (2) 保険料 《保険料計算基礎》

---

### ■ 代表的な「保険料計算基礎」

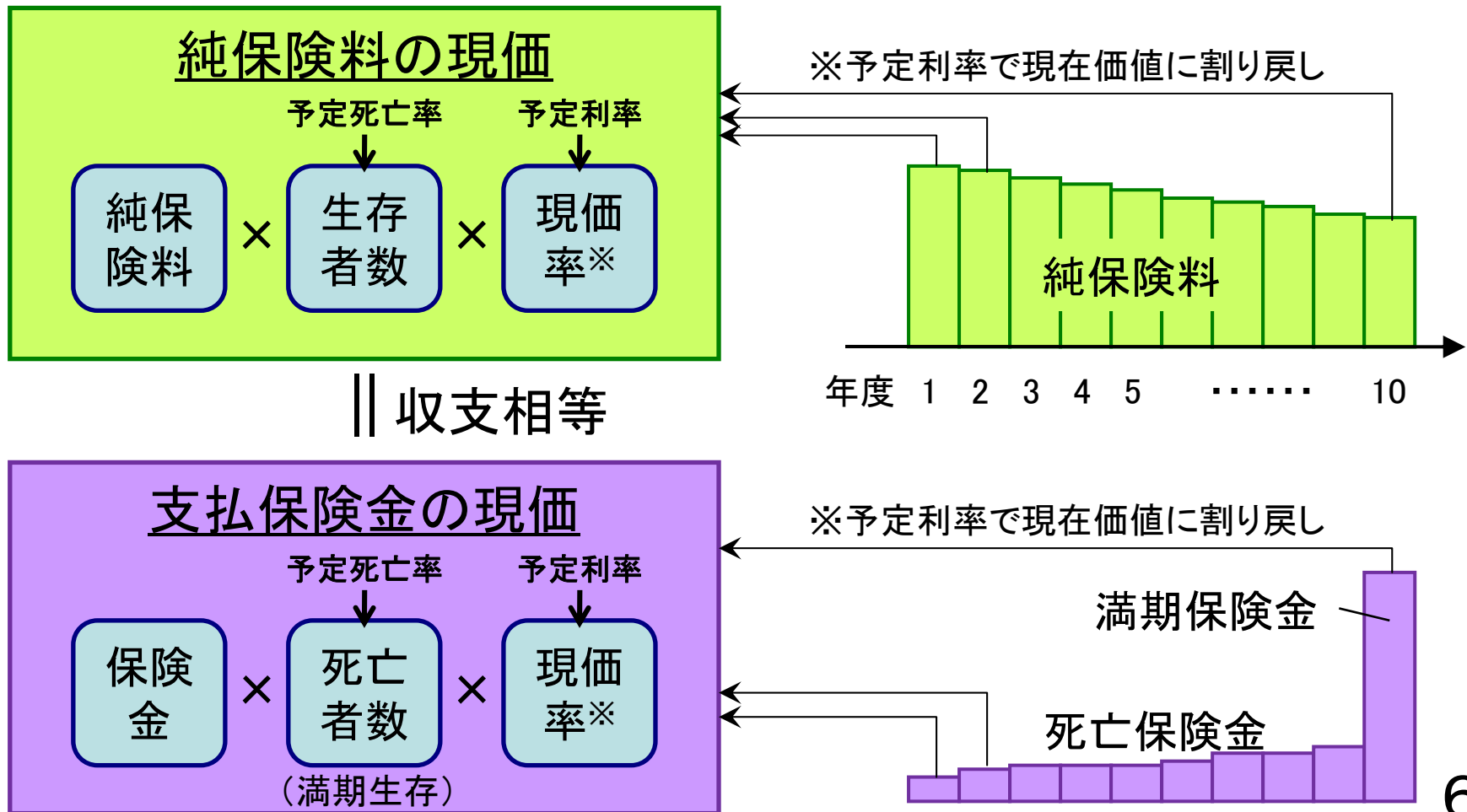
- ・ 予定死亡率： 将来の性別・年齢別等の死亡状況
- ・ 予定利率： 将来の運用利回り
- ・ 予定事業費率： 将来の事業運営経費
  - ・ 予定新契約費率： 新契約時に契約の締結・成立に必要な分
  - ・ 予定維持費率： 保険期間を通じて契約を維持管理する分

### ■ 「保険料計算基礎」が必要な理由

生命保険契約は長期間にわたるため、保険料を算定するには、過去の経験値等に基づき、将来の死亡状況、運用利回り、事業運営経費等の前提値を「保険料計算基礎」として設定する必要がある

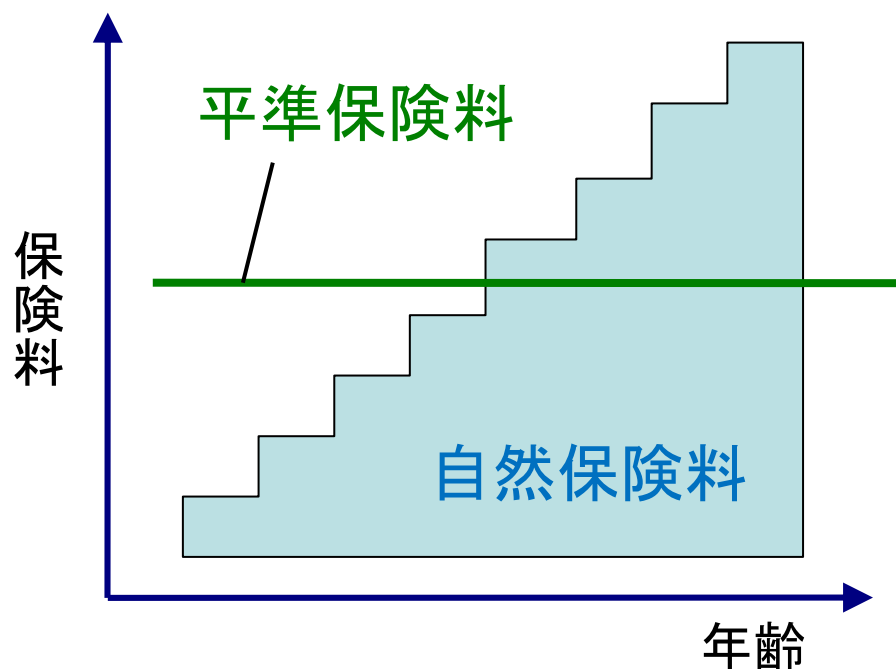
## (2) 保険料 ≪純保険料の計算・収支相等の原則≫

- 純保険料は、保険料計算基礎(予定死亡率、予定利率)を用い、予測される保険金支払いと保険料収入が、保険期間を通じて等しくなるよう(収支相等の原則)設定



## (2) 保険料 《付加保険料・営業保険料の計算》

- 付加保険料は、保険料計算基礎(予定事業費率等)を用い、予測される経費の支出と収支相等するよう設定
- 営業保険料も、同様に、予測される保険金支払いや経費の支出と収支相等するよう設定
- 保険契約は長期間にわたるため、保険期間を通じて契約者の保険料負担を平準化



自然保険料

- ・1年単位で収支相等するよう計算された保険料
- ・年齢が上がるにつれ死亡率が上昇するため、保険料は上昇

平準保険料

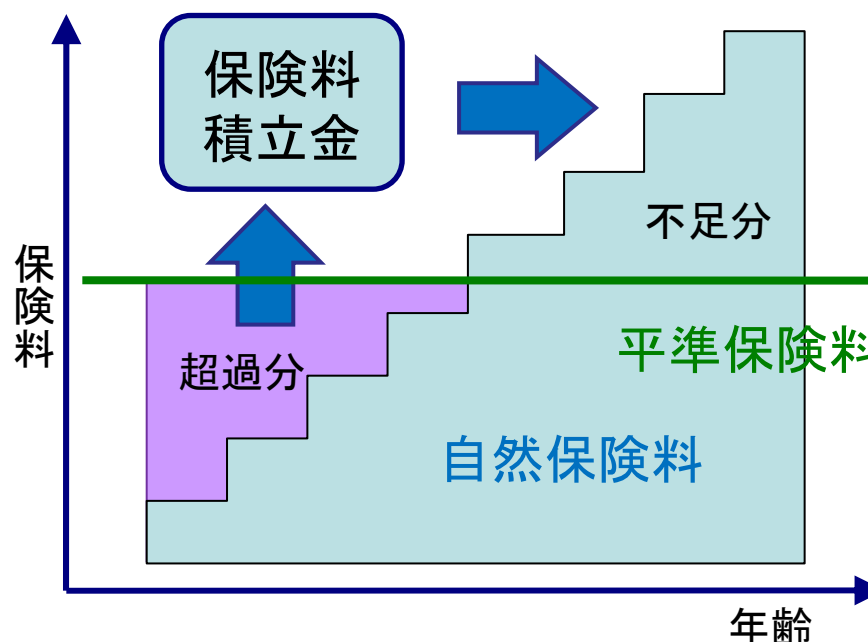
- ・保険期間を通じて収支相等するよう計算された保険料
- ・保険期間中の保険料は一定

### (3) 保険料積立金 ≪純保険料ベース≫

#### ■ 平準保険料(純保険料)のうち、

- ・ 自然保険料相当部分:  
その年の保険金支払いに充当
- ・ 自然保険料を超過する部分:  
将来の保険金支払いに備えて積立  
⇒ (純保険料ベースの) 保険料積立金

#### ≪保険料積立金のイメージ≫



#### ■ 純保険料ベースの保険料積立金

- ・ 保険料計算基礎(予定死亡率、予定利率)に基づいて計算

純保険料ベース  
の保険料積立金

=

計算日までの純保険  
料収入(元利合計)

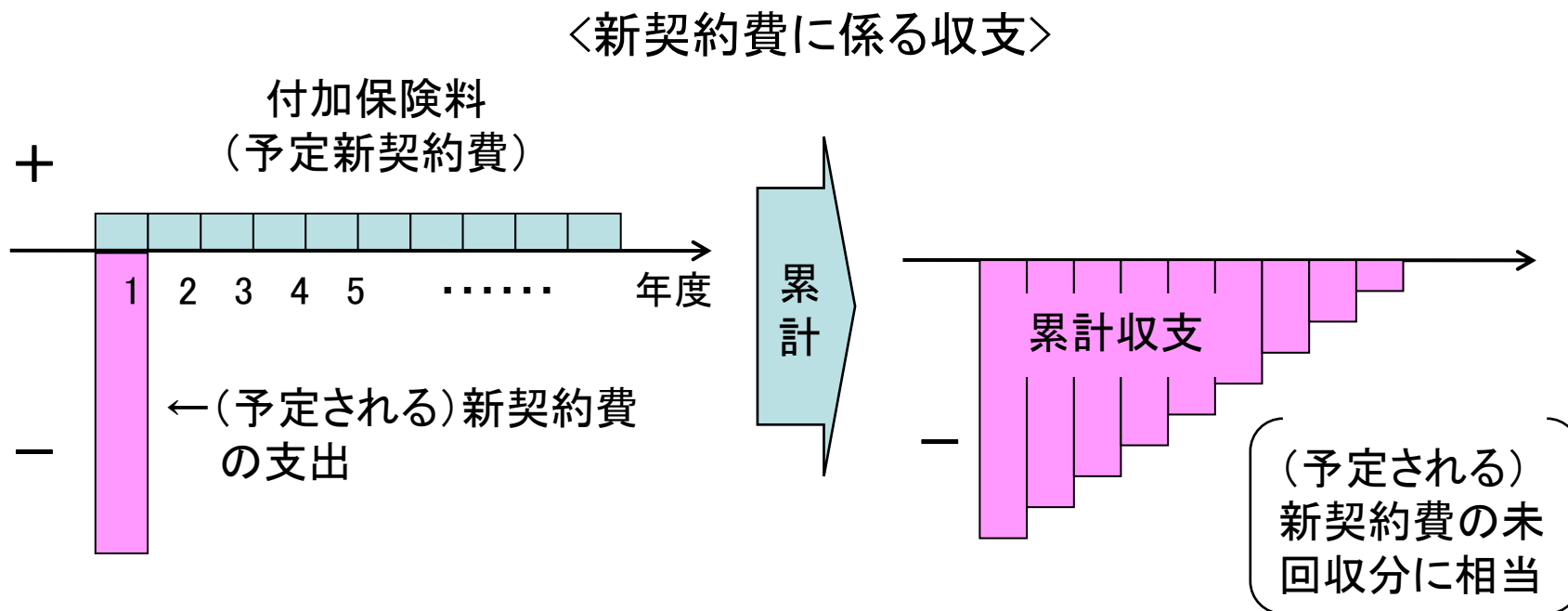
-

計算日までの支払保  
険金(元利合計)

### (3) 保険料積立金 《営業保険料ベース》

#### ■ 営業保険料ベースの保険料積立金

- ・純保険料ベースの保険料積立金に、付加保険料部分の累計収支を反映
- ・付加保険料部分の累計収支は、(予定される)新契約費の未回収分に相当



### (3) 保険料積立金 ≪営業保険料ベース≫

---

#### ■ 営業保険料ベースの具体的な計算方法

- ・ 保険料計算基礎(予定事業費率等)に基づいて計算

$$\begin{array}{ccc} \text{営業保険料} & = & \text{計算日までの} \\ \text{ベースの} & & \text{営業保険料収入} \\ \text{保険料積立金} & & \text{(元利合計)} \\ & & - \\ & & \text{計算日までの} \\ & & \text{支払保険金・経費} \\ & & \text{(元利合計)} \end{array}$$

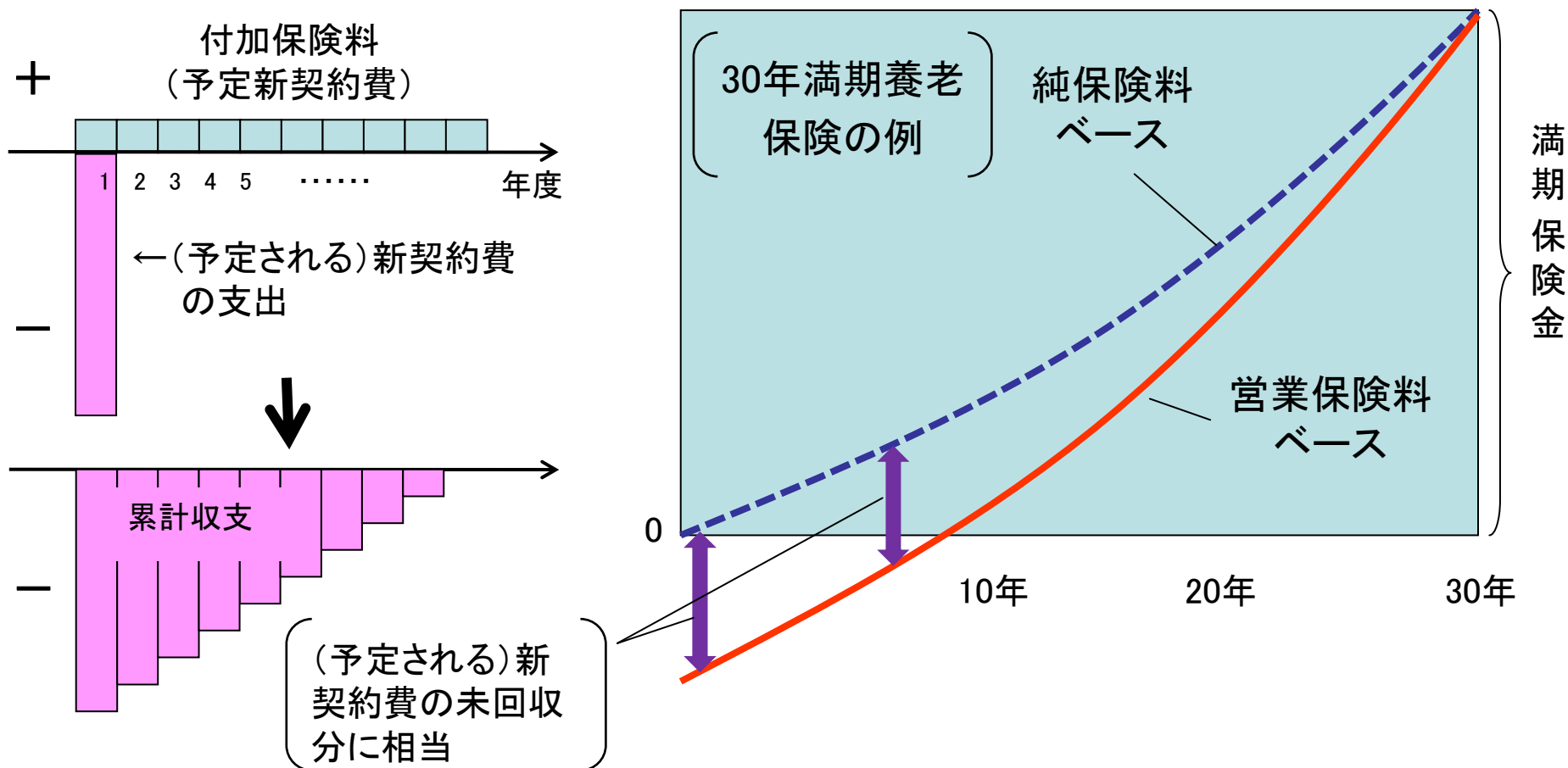
- ・ 解約返戻金算定の基本的な考え方である、  
「払い込まれる保険料から、年々の保険金の支払いおよび  
契約の締結・維持に必要な諸経費を差し引いた残額」  
に相当

- 「営業保険料ベース」の保険料積立金は、解約返戻金の最低水準として計算しうる

### (3) 保険料積立金 ≪営業保険料ベースと純保険料ベース≫

#### 〈営業保険料ベースの保険料積立金の水準〉

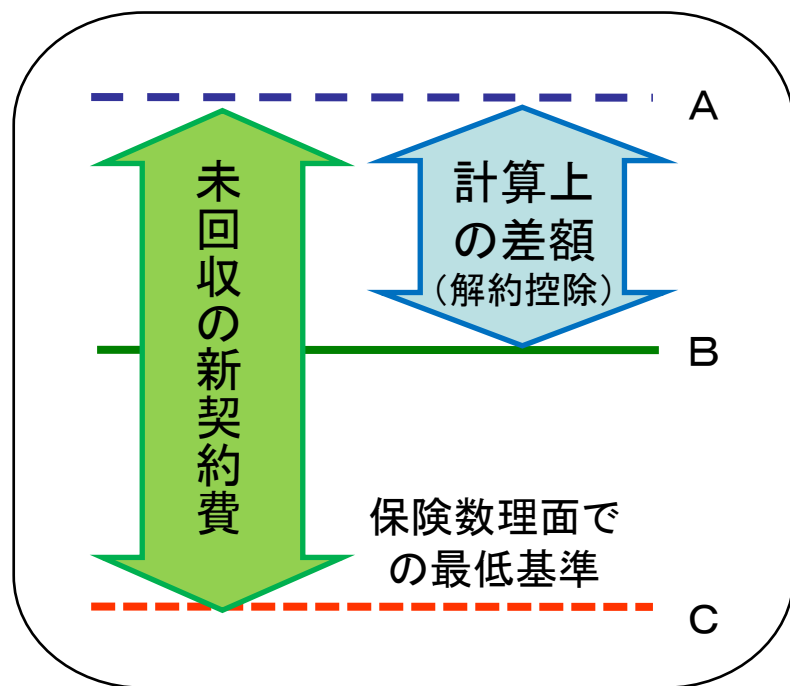
(新契約費に係る収支)



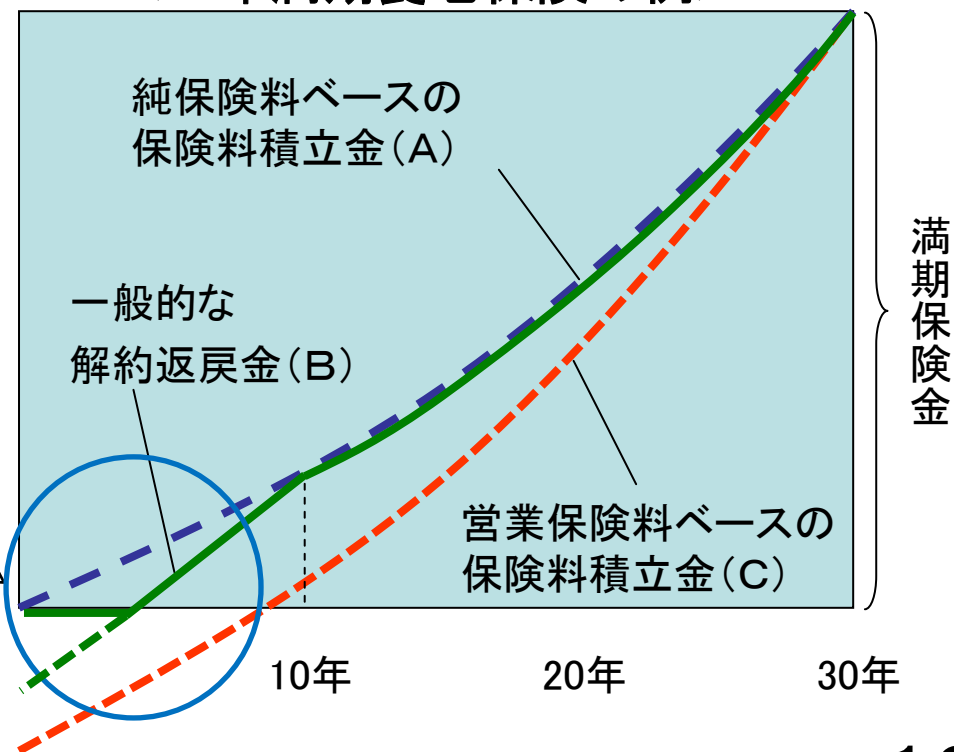
## (4) 解約返戻金 ≪ 現行の解約返戻金の水準 ≫

### ■ 現行の一般的な解約返戻金 (伝統的商品)

$$\text{解約返戻金} = \text{(純保険料ベースの) 保険料積立金} - \text{経過年数に応じた 予定新契約費の一部 (いわゆる「解約控除」)}$$



### < 30年満期養老保険の例 >





## (4) 解約返戻金 《現行の解約返戻金の水準》

---

- 「営業保険料ベース」の保険料積立金に比べて、解約返戻金は次の点で異なる。
  - ・新契約費の未回収分の一部のみを、純保険料ベースの保険料積立金から控除している
  - ・また、その控除期間は、10年を最長としている

■現行の一般的な計算方法による解約返戻金の水準は、「営業保険料ベース」の保険料積立金を上回る

## (4) 解約返戻金 ≪ 養老保険の解約返戻金の変遷 ≫

■ 解約契約の減少、事業費圧縮等の生命保険会社の経営努力により、解約返戻金の水準を高めてきた

〈解約返戻金の変遷〉

	解約返戻金		
	保険料積立金	解約控除(※)	控除期間
昭和44年～	純保険料ベース	100	10年間
昭和51年～	純保険料ベース	86	10年間
昭和56年～	純保険料ベース	72	10年間
昭和60年～	純保険料ベース	63	10年間
平成2年～平成7年	純保険料ベース	55	10年間

(※) 解約控除の「保険金の一定割合」の最大値について、昭和44年を100とした試算

【参考】現行の一般的な解約返戻金

$$\begin{array}{c} \text{解約} \\ \text{返戻金} \end{array} = \begin{array}{c} \text{(純保険料ベースの)} \\ \text{保険料積立金} \end{array} - \begin{array}{c} \text{経過年数に応じた} \\ \text{予定新契約費の一部} \\ \text{(いわゆる「解約控除」)} \end{array}$$

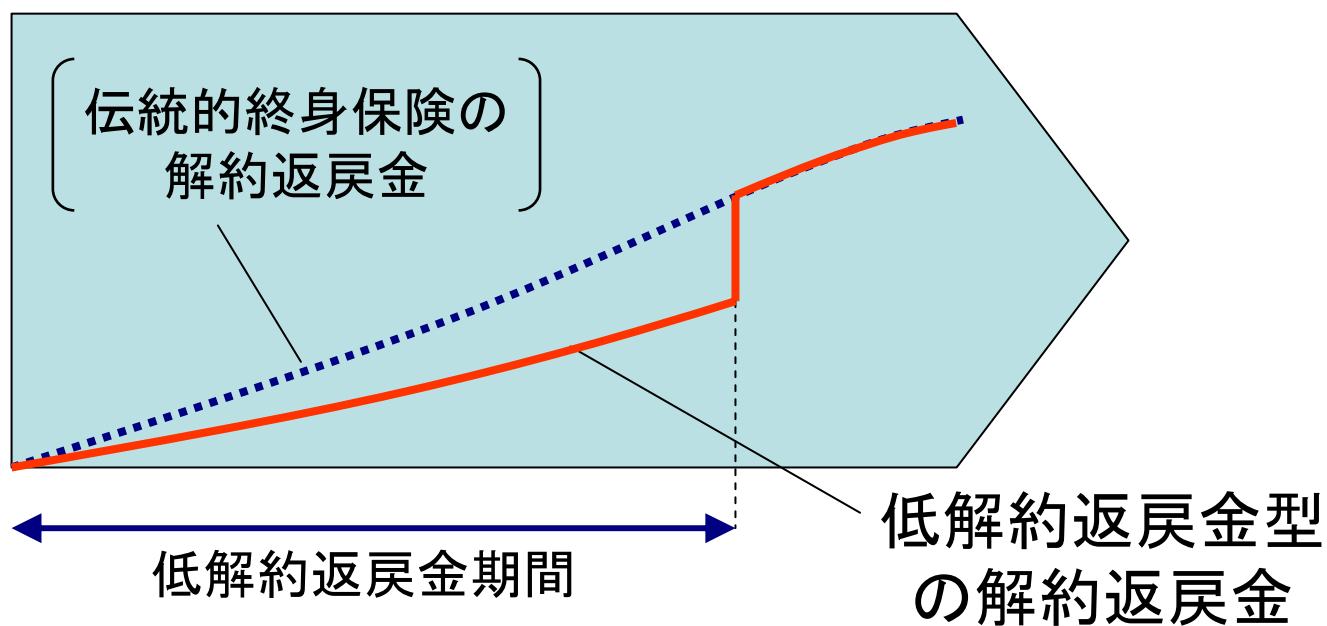
### 3. 最近の個人保険商品の 解約返戻金

- (1) 低(無)解約返戻金型商品
- (2) 市場金利連動型商品
- (3) 商品の多様化に対する保険数理面  
での考え方

## (1) 低(無)解約返戻金型商品 《商品の特徴》

- 解約返戻金の額よりも、日常の保険料の廉価性を重視する顧客ニーズに対応した商品

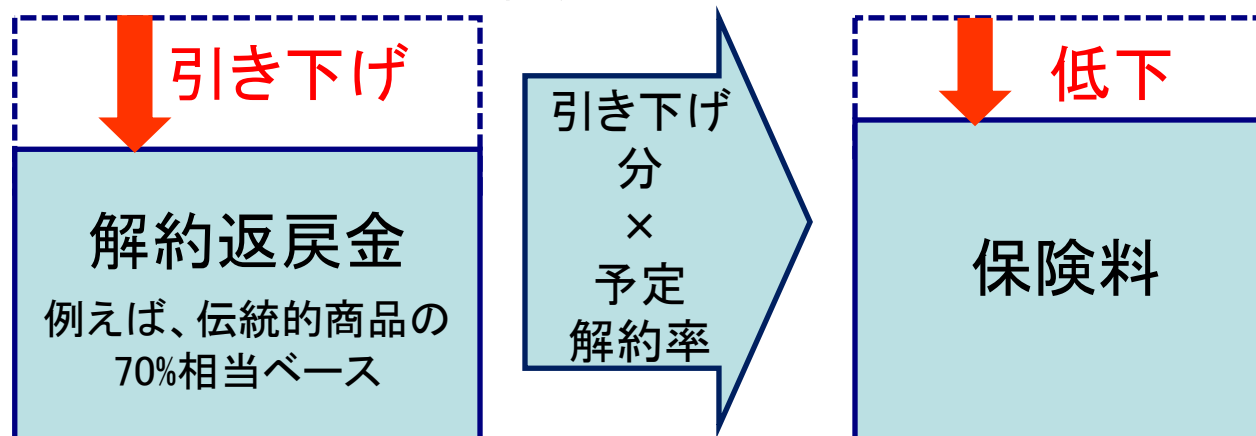
〈仕組図: 終身保険の例〉



## (1) 低(無)解約返戻金型商品 ≪解約返戻金等の設定方法≫

- 解約返戻金を、例えば、伝統的終身保険の70%等に設定し、その解約返戻金の削減分を保険料の低廉化に反映
- 実務的には、保険料計算基礎として予定解約率を設定

〈価格設定のイメージ〉



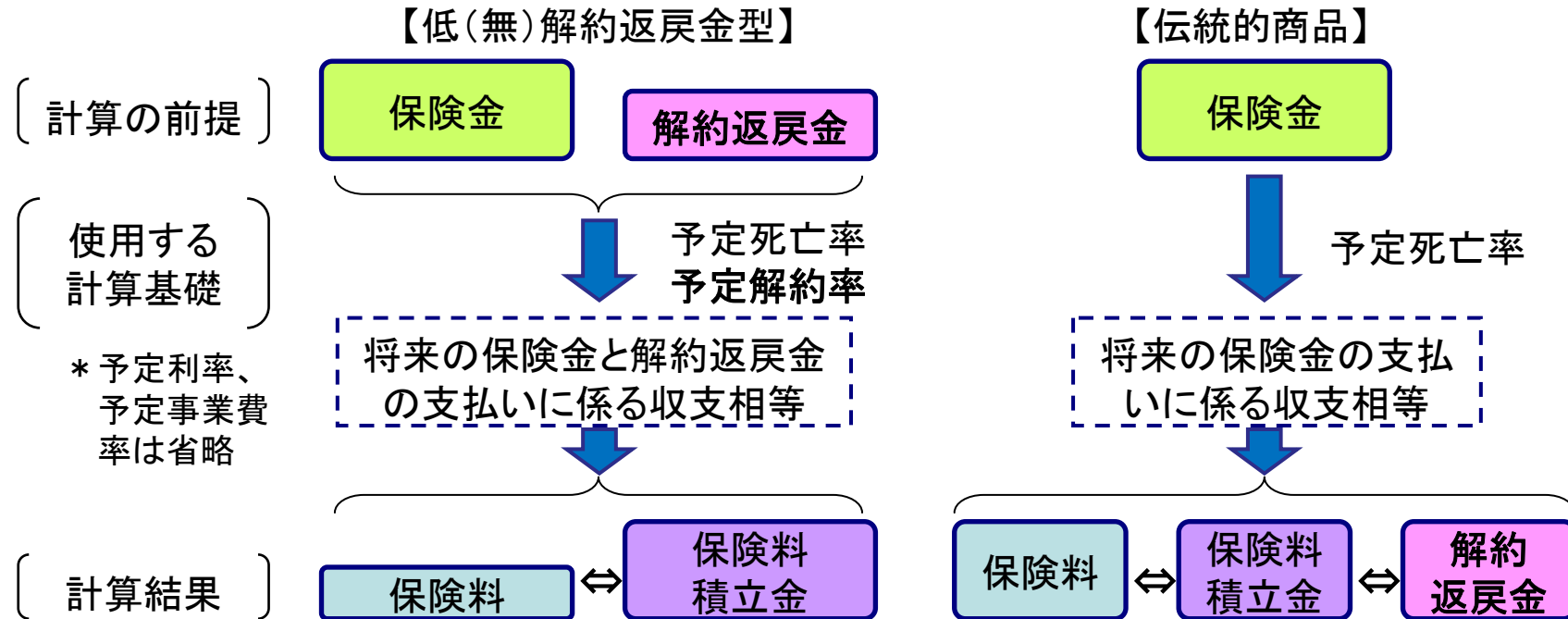
〈終身保険における保険料水準比較試算〉

	解約返戻金水準	予定解約率	保険料率
伝統的商品	100	なし	100
低解約返戻金型	70	あり	92

(※) 40歳加入・男性・65歳払込終了、予定解約率3%により試算

# (1) 低(無)解約返戻金型商品 ≪ 保険数理面からみた在り方 ≫

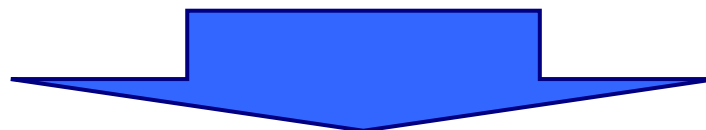
〈保険料、保険料積立金、解約返戻金の算定フローのイメージ〉



- (低(無)解約返戻金型の)解約返戻金水準に基づき、保険料や保険料積立金が導き出される
  - ⇒ 「保険料積立金と解約返戻金の差(※)」については、予定解約率等の保険料計算基礎に基づき合理的に算定されている
- (※) 伝統的商品の場合、いわゆる「解約控除」と言われる部分

## (2) 市場金利連動型商品 《商品の特徴》

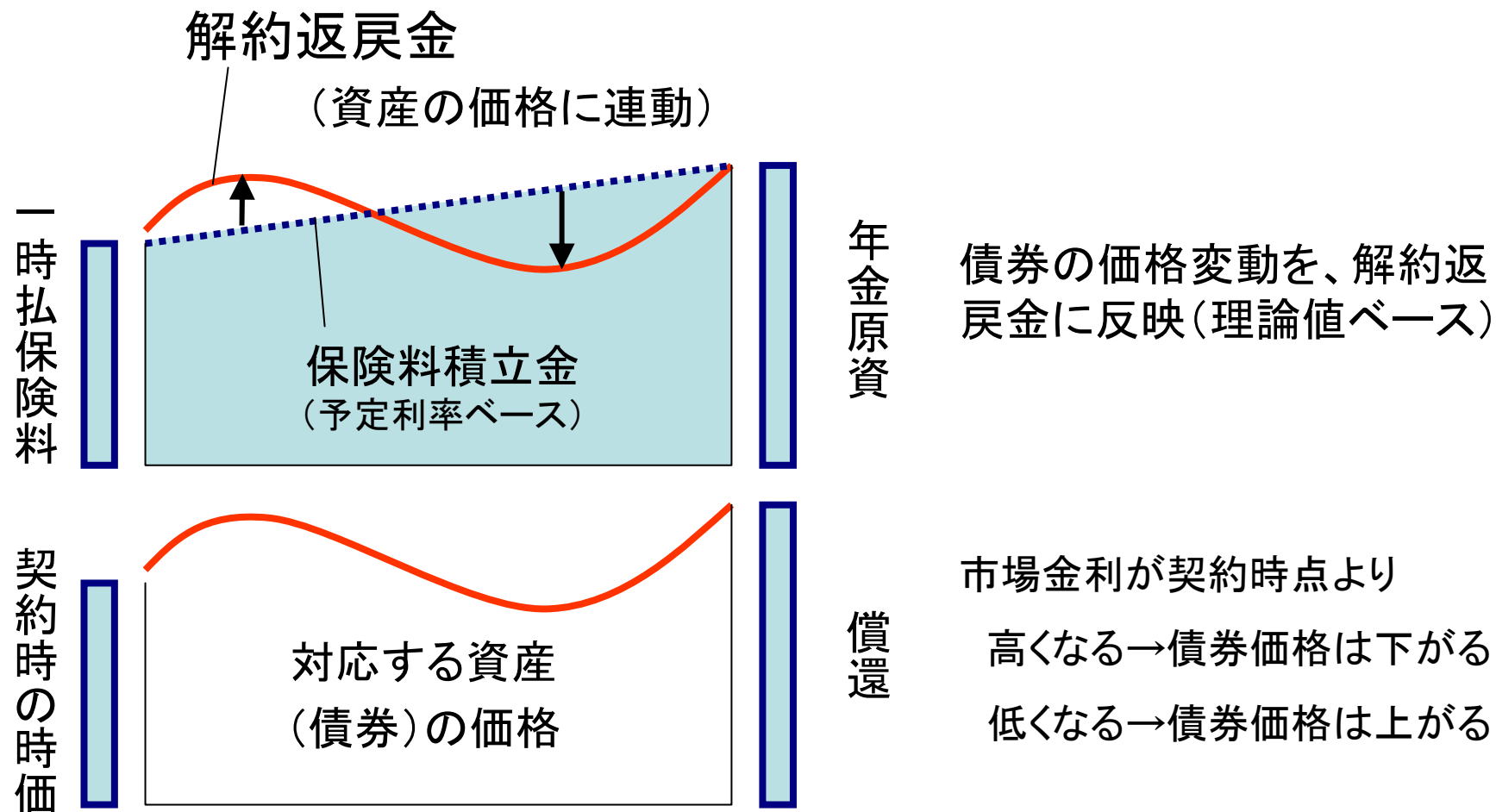
- 貯蓄性商品(一時払の個人年金等)において、貯蓄効率(運用効率)面での顧客ニーズに対応した商品
- 保険料計算基礎である予定利率について、契約時の市場金利により近い水準が設定できるよう、保険料(主に一時払)を、保険期間と同一年限の債券で運用することを前提とした商品
  - ・ 予定利率を伝統的商品より高めに設定することが可能



- 契約時と解約時の金利状況の差異による債券の売却損益を解約返戻金に反映

## (2) 市場金利連動型商品 ≪ 解約返戻金の仕組み ≫

〈仕組み図〉



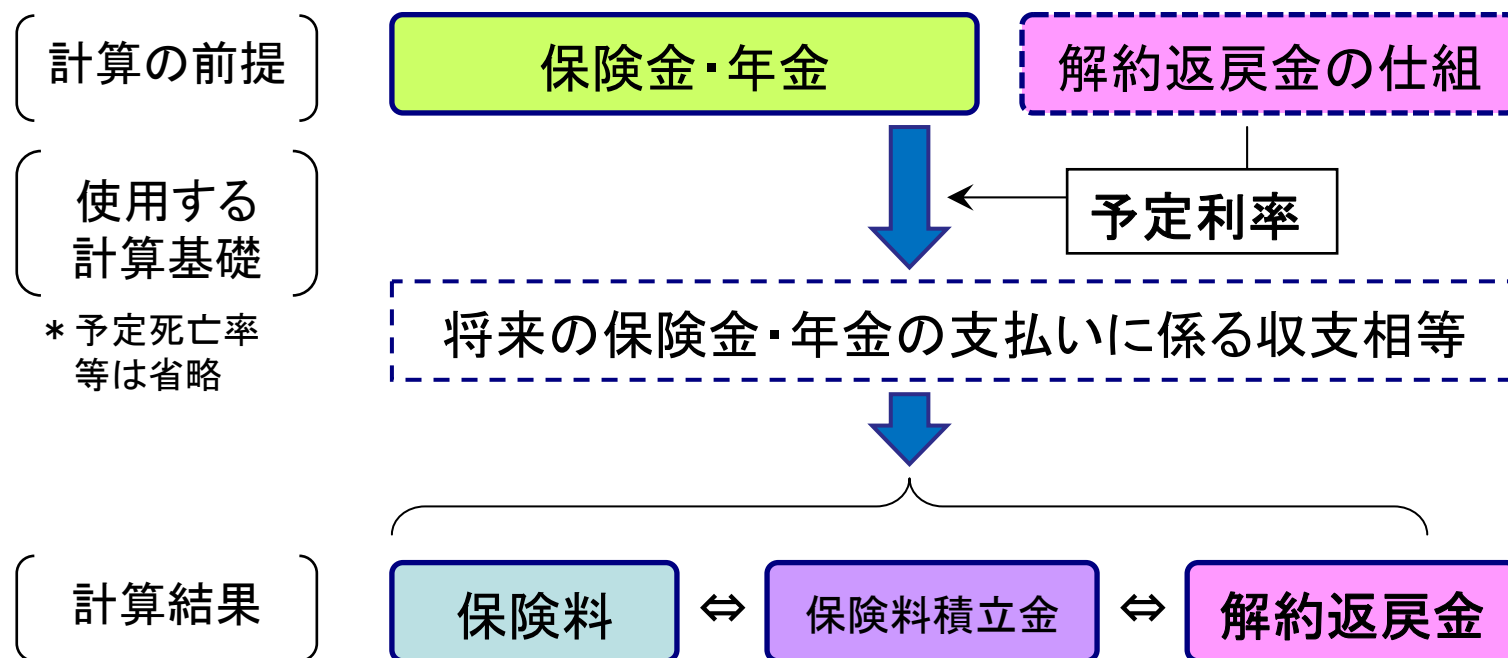


## (2) 市場金利連動型商品 ≪保険数理面から見た在り方≫

■ 解約返戻金の仕組みを前提にして、保険料計算基礎である  
予定利率が設定される

⇒ 「保険料積立金と解約返戻金の差(※)」については、保  
険料計算基礎に連動して合理的に算定されている

(※) 伝統的商品の場合、いわゆる「解約控除」と言われる部分



### (3)商品の多様化に対する保険数理面での考え方

- 商品の多様化に伴い、解約返戻金や解約控除の在り方について、それぞれの商品特性や仕組みに応じた新たな考え方が必要となってくる場合がある
- アクチュアリーは、これらの新たな商品タイプについても、健全性や公平性の確保を前提に、保険料や保険料積立金等との相互関係を考慮の上、保険数理上合理的な価格設計をしていく必要
- 現時点で、解約返戻金については、「新契約費の回収」のほか、「投資上不利益の回避」、「逆選択の防止」等を総合的に勘案して適正な設定がなされ、顧客ニーズに対応してきているものと認識している

※ 本報告内容は、個人の見解であり、日本アクチュアリー会  
あるいは所属会社の見解ではありません。